

## 第5章 ニュージーランド

マオリ語で「アオテアロア」（白く長い雲がたなびく国）というニュージーランドは、これまでイングランドよりも極端な規制改革を行ってきた国として日本では注目されてきた。規制改革の一環として教育面においても大きな変化をもたらされた。それは労働党政権のロンギ内閣時代に作成された「明日の学校（Tomorrow's Schools）」に基づく政策により、教育省の権限縮小、教育委員会制度の廃止、教育評価機関の設置、人事・財政権のある学校理事会（Board of Trustees）の導入などである。これらを集約したものが、1989年教育法である。

同法は障害児教育の分野にも大きな変化をもたらし、特別な教育的ニーズのある子どもに対する特別教育を地域の通常学校・学級でも行い、保護者の選択対象とする制度を作り上げた。教育省の説明では、インクルーシブ教育の根拠はこの法律にあるとされている。

しかし、当事者団体、親・保護者団体、あるいは、人権委員会（Human Rights Commission）、子どもの権利コミッショナー（Children's Commissioner）などの権利擁護・救済機関によると、インクルーシブ教育は確立されていないと批判されている。

これらの権利擁護の機関が多く作られているのは先住民族であるマオリ族の権利確立の長い戦いがあったことは改めて指摘するまでもないだろう。

ニュージーランドの面積は日本の約4分の3に相当するが、人口は約440万人。人口密度は小さい。マオリ系の住民は約66万人と言われている。

本報告では、現地調査（2011年3月）やネット検索による情報収集で得た資料・データをもとに作成したものである。現地調査の直前、多くの犠牲者を出したクライストチャーチの地震の影響で人権委員会へのインタビューが出来なかったことは残念である。

### 1. 障害のある児童生徒の教育法制度と教育に関する基礎的なデータ

#### (1) 学校教育制度の概要

ニュージーランドの教育制度は図1のようになっている。

親が子どもを学校に通わせる意味での義務教育は6歳から16歳までであるが、子どもは5歳の誕生日から19歳の学年末まで学校に通うことができるようになっている。

5歳の誕生日を迎えれば就学できて0学年（year0）になる。入学した学年度の次に始まる学年からyear1となる。初等教育は初等学校（contributing primary：6年間）と中間学校（intermediate：2年間）とで構成され、両者が一体となった学校（full primary

school) もある。

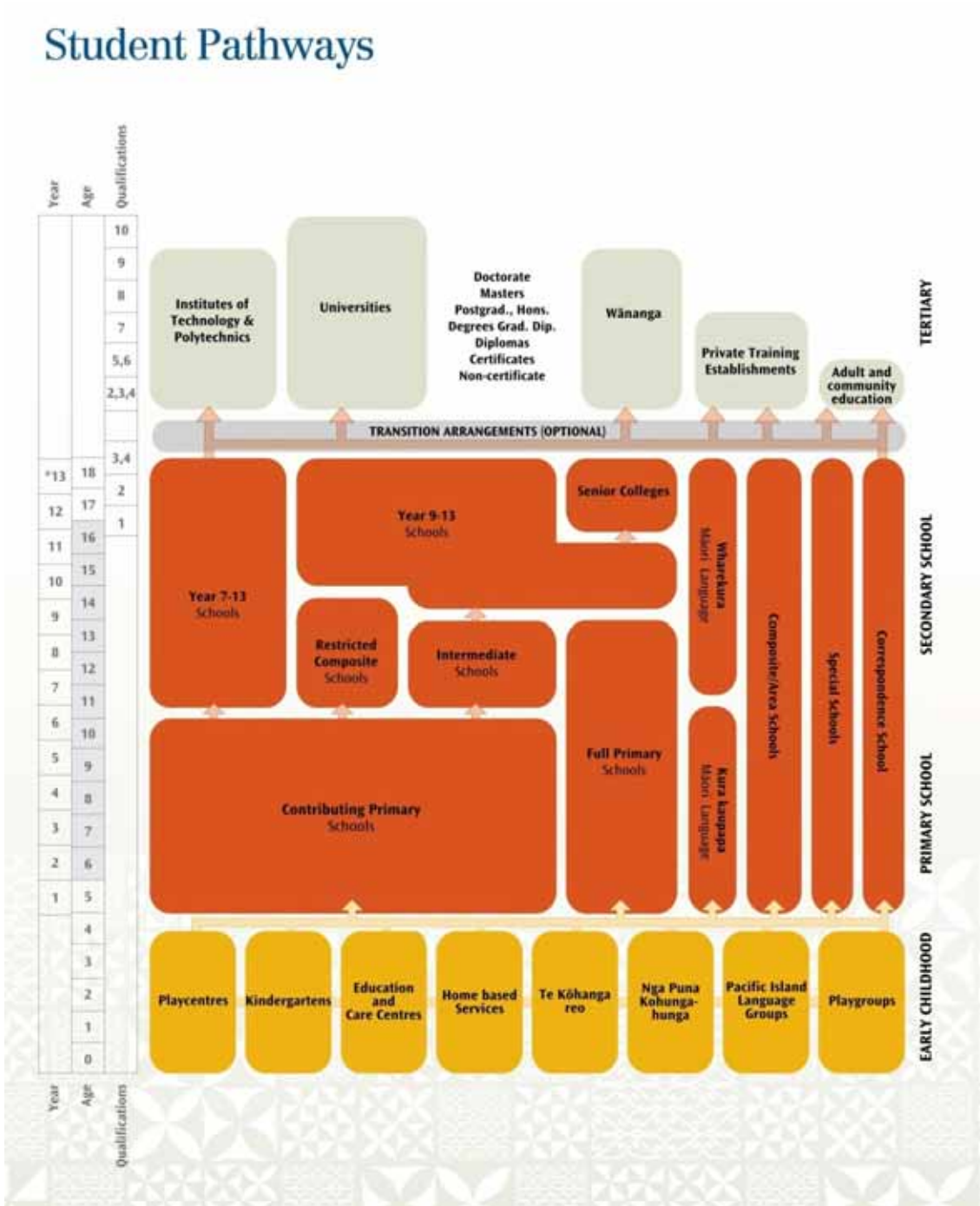
中等学校 (year9-13 school) は5年間であるが、中間学校を付設する学校やそれと一体型の7年間の学校 (year7-13 school) もある。義務教育終了の16歳を過ぎても学校を続けることは可能であり、多くがそうしている。12年間一貫の composite/Area 学校も存在している。中等学校3年終了で科目修了試験 (school certificate) という国家共通試験を受けるようになっている。

設置主体別としては、国立学校 (state school)、国立移管私立学校 (integrated school)、私立学校 (private school) となっているが、ホーム・スクーリングも認められている。特別学校 (special school) やマオリ語学校は全て国立学校である。島の多い国なので通信教育もかなり行われている。

また国立学校でも中等学校になると男女別学の学校が存在している。

図1 ニュージーランドの学校教育制度

(<http://www.minedu.govt.nz/NZEducation/EducationPolicies/InternationalEducation/ForInternationalStudentsAndParents/NZEdOverview.aspx>)



\* 幼児期の教育・保育機関は、プレイ・センター、幼稚園など多様に存在している。

\* 初等学校は Contributing primary school という英語になっている。Contributing が何を意味するかは明確には分からないが、次の段階の学校に生徒を送り出す学校という意味のようである。

## (2) 障害のある児童生徒の教育法制度

ニュージーランドの学校教育制度を規定している法律は **1989 年教育法 (Education Act 1989 : 最終改正 2010 年)** であり、その中で無償の初等・中等教育への権利や初等・中等教育への平等な就学、特別教育 (special education) が規定されている。具体的な条項は以下の通りである。

### 【1989 年教育法第 1 部】

#### 第 2 条：無償の初等・中等教育への権利

1975 年の私立学校条件付き統合法 (Private Schools Conditional Integration Act 1975) に規定される場合を除き、外国籍の生徒ではない全ての者は、その 5 歳の誕生日から 19 歳の誕生日後の 1 月 1 日まで国立学校 (state school) に無償で就学し、かつ、無償の教育への権利が与えられる (is entitled to)。

(注)

- \* 外国籍の生徒の権利は第 3 条で規定されている。
- \* state school は公立学校と訳されることが多いが、中央政府がその財政負担をしているので、ここでは国立学校としておく。
- \* 私立学校から国立に移管した学校 (state integrated school) も国立学校と同様に扱われる。

#### 第 8 条：初等・中等教育への平等の権利

- (1) 本法第 2 部で規定されるものを除き、(障害の有無に関わらず) 特別な教育的ニーズを有する者は、国立学校への就学とそこでの教育への権利を有する。
- (2) 第(1)項の規定は、就学要綱 (enrolment scheme) 並びに生徒の停学 (suspension)、除籍 (expulsion)、退学 (exclusion) に関する第 2 部の効力を制約するものではない。

(注)

- \* 第 2 部の規定とは停学や退学に関わる規定
- \* 就学要綱 (enrolment scheme) とは、ある学校への就学者が多すぎることがないようにするための方法を意味し、教育省が当該地域内に存在する学校の施設設備を有効に利用できるようにするためのもの。同要綱には明確に境界が定められている学区 (home zone) を含んでおり、その学区に住む生徒はその学校に就学する絶対的権利 (absolute rights) がある。なお、学区外から就学を希望する生徒については、法律で優先条件が定められ、学校が提供する特別プログラムへの登録が認められた生徒、兄弟姉妹が現在就学している生徒、兄弟姉妹が以前就学していた生徒、学校理事の子ども、その他となっている。

## 第9条：特別教育

- (1) 21歳未満の者が特別な教育的ニーズを有すると認められれば、大臣 (the Secretary) は、
- (a) その者を特定の国立学校、特別学校、特別学級又は特別ユニットに就学させるべきかどうかについて両親と合意する (agree with) か、又は、就学させるよう両親に指示し (direct) なければならない、又は、
  - (b) 特別サービスが提供する教育あるいは援助をその者が受けることを両親と合意するか、もしくは、両親に指示しなければならない。
- (2) 就学要綱に関して本法あるいは学校の就学要綱に規定があるにも関わらず、本法第2部の停学、除籍及び退学に関する規定により、第(1)項による合意又は指示があれば、関連する特別サービスによる教育又は支援を考慮して、当該者は (状況に応じて) 国立学校、特別学校、特別学級、あるいは、特別クリニックへの就学が認められなければならない。
- (3) ある者に関して第(1)項に基づく指示が出された場合には、第10条第(4)項により、その指示がなされた1ヶ月以上が経過した後に、その指示に従わず、又は、拒否する親は法律違反となり、また、略式裁判で (子どもの就学に関わる) 第20条第(1)項の不遵守について規定されている罰が課せられる。
- (4) いかなる者も、第(1)項に基づく同意または指示によらずに、特別学校、特別学級又は特別クリニックに就学させられるべきではなく、あるいは、就学継続が認められるべきではなく、また、特別サービスからの教育や援助を受け、あるいは、受け続けるべきではない。
- (5) 第5条又は第6条の規定にも関わらず、
- (a) 5歳未満の者は初等学校もしくは一貫学校 (composite/area school) の第3フォーラム以下の学級に就学し、又は、継続して就学してもよい。
  - (b) 14歳以上21歳未満の者は初等学校又は一貫学校フォーラム3に就学しても、就学を継続してもよい。
  - (c) 21歳未満の者は、(i) フォーラム3の学習を修了しなくても、(ii) それに相当する学習を修了しなくても、大臣の意見により、中等学校又は一貫学校のフォーラム2より上のフォーラムに就学するか、又は、就学を継続してもよい。
  - (d) 第(1)項に基づく合意又は指示に従って、21歳未満の者は19歳の誕生日後の1月1日以降も中等学校又は一貫学校のフォーラム2より上のフォーラムに就学するか、就学継続をしてもよい。

(注)

- \* 法文中の Secretary は「大臣」としておいたが、現在、ニュージーランドの内閣を構成する大臣は Minister と表記されている。
- \* 特別クリニックは現在、存在しない。

- \* クラスは同一年齢で、ユニットは異年齢で構成される学習集団
- \* フォーラムとは初等学校と中等学校とが一体となった学校（一貫校）の内部区分けを示す言葉

### 第 10 条：再審の権利（Right of reconsideration）

- (1) 本条の第(6)項の(p)及び(q)に従い、当該の子どもの親はこの第 10 条に基づき、
  - (a) 第 9 条第(1)項による当該の子どもに関する指示、又は
  - (b) もしも当該の子どもが外国籍でなければ、当該の子どもに関わる第(1)項の合意に対する大臣の拒否、の再審を提訴することができる。
- (2) 第(1)項による提訴は文書により指示又は合意拒否がなされた時から 1 月以内に大臣に対して行わなければならない。  
(以下、略)

このようにニュージーランドでは 1989 年教育法により、全ての子どもの教育への権利、特別な教育的ニーズのある子どもが他の子どもと同様に国立学校に通う権利、保護者が就学先を選択できる権利、教育省の指示や合意拒否を提訴する権利が保障されている。

### (3) 障害と特別な教育的ニーズ

教育分野に固有の「障害」については定義されていない。定義されているのは、各種の障害にも起因する「特別な教育的ニーズ」である。

特別な教育的ニーズ（special education needs）のある子どもとは、「特別な、又は、通常の教育環境において支援するための追加補助（extra assistance）、改良された（adapted）プログラム又は学習環境、特別の設備又は道具を必要とする子ども」（1998 年教育省発行「特別教育補助金の運用（Managing the Special Education Grant）」）である。

教育省の HP で特別な教育的ニーズが生じると思われる子どもの状態については、

- ① 「身体的損傷がある」
- ② 「学習障害がある」
- ③ 「視覚や聴覚に障害がある」
- ④ 「学習、コミュニケーション、他人との関わりにトラブルがある」
- ⑤ 「情緒あるいは行動に問題がある」

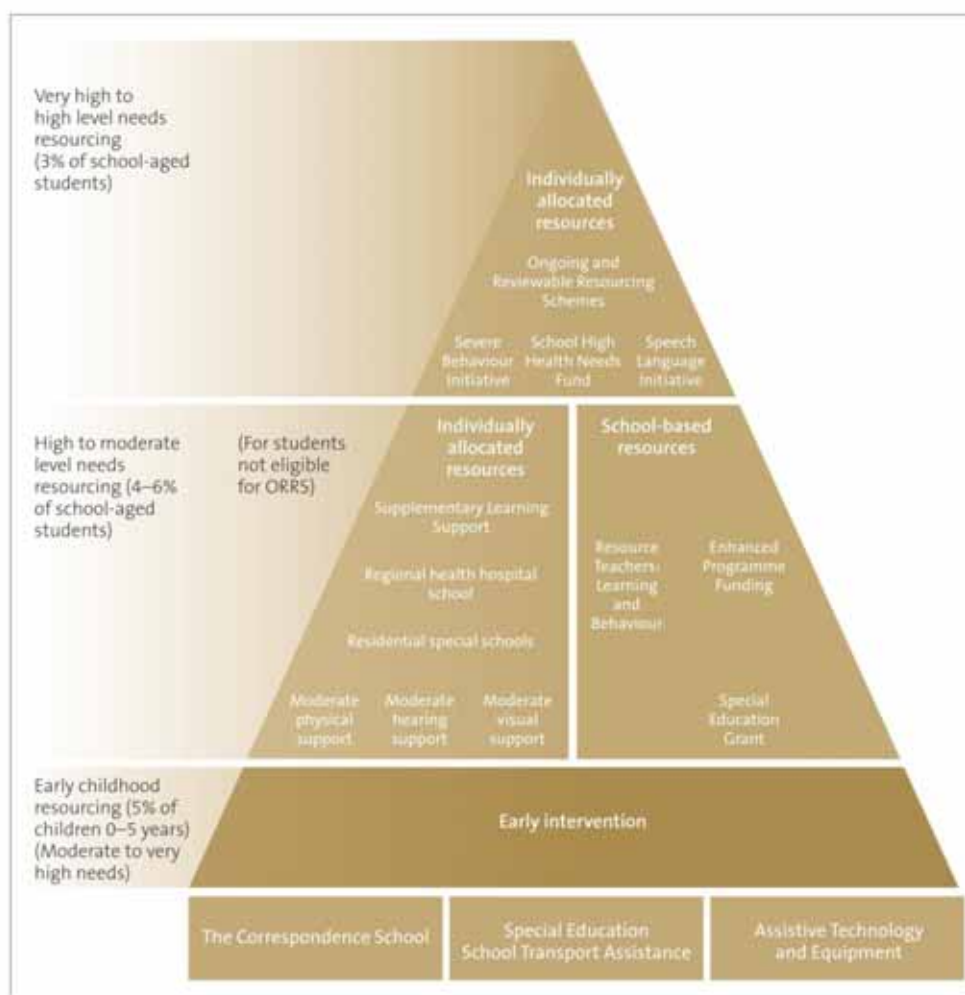
となっている。

なお、教育省が保健省との間で 2010 年に締結した「療法及び補助技術・装置：運用議定書（Therapy and Assistive Technology/Equipment Operational Protocols）」によれば、保健省のサービスを受ける基準上の障害について「障害者とは最低 6 ヶ月以上継続し、

継続的な支援を必要とするほどに自立的機能が低下している身体的、知的又は感覚的な障害（あるいはこれらの重複）があると認定された人」と定義している。

ニュージーランドでは、特別な教育的ニーズは、それに見合ったサービスに要する財政措置（funding）に関して段階区分が設けられている。以下の図は、ニュージーランドの障害児教育を大きく転換させることになった「特別教育 2000（Special education 2000）」という政策文書で提示された、特別な教育的ニーズの分類とそれに見合ったサービスの種類を説明した枠組みである。

**Figure 2**  
The Ministry of Education's framework for supporting students with special educational needs



(<http://www.oag.govt.nz/2009/special-education/docs/special-education.pdf>)

この三角形の上部は「最高度ニーズ (very high level needs)」と「高度ニーズ」までも含み、「継続的再審可能資源要綱 (Ongoing Reviewable Resourcing Scheme : ORRS)」の対象となっており、生徒全体の約3%に該当する。

ここで提供されるサービスは、ORRS という仕組みのもとで行われる、行動支援 (Behaviour Initiative)、コミュニケーション支援・言語療法 (Communication Initiative/Speech-language therapy)、学校保健基金 (School High Health Needs Funds : SHNF) というサービスである。

ORRS は、学習に関する個人的な支援を必要とする生徒に対して行われる、主に専門家によるサービスであり、当該生徒が在籍する学校への支援への追加的サービスとなっている。ほとんどの生徒が在学中一貫して支援を受けることができるようになっている。再審可能資源要綱 (Reviewable Resourcing Scheme : RRS) は、これに申し込んだ時点では生徒のニーズの程度が明確ではないために、一定期間のサービスを提供した後にニーズの再評価を行い、ニーズの程度を確定し、それに見合った資源の提供を行う、というシステムである。継続的とは、見直しを必要としないニーズへの資源提供の仕組みである。SHNF は、健康面での支えがなければ学校で安全に過ごすことが出来ない生徒に対して行われる介護員配置に要する資金である。

真ん中に位置するニーズは軽度 (moderate level) から高度のニーズまでを含んでおり、上記の ORRS の対象とはなっていない。そのニーズへのサービスは個々の生徒へのサービスと学校へのサービスとに大きく分かれている。前者のサービスには補充的な学習資源、地区保健学校 (Regional Health School) への就学、寄宿制特別学校への就学、身体的支援 (moderate physical support)、聴覚支援 (moderate hearing support)、視覚支援 (moderate visual support) がある。後者には学習・行動支援リソース教員 (Resource Teachers : Learning and Behaviour, RTLB) の配置、プログラム拡大基金 (Enhanced Programme Funding)、特別教育補助金 (Special Education Grant) が用意されている。

RTLB とは、学校の要請に応じて、学校での特別ニーズ支援の手助け (教員へのアドバイスや生徒個別指導など) を行う専門教員であり、数校で構成される学校群 (cluster) に所属している。プログラム拡大基金とは、個別支援を受けないが、特別支援を集団として受けるニーズを有する子どもがかなり多くいる学校に割り当てられる基金である。

下の部分は幼児期に行われる早期介入プログラムによるサービスである。

#### (4) 各学校・学級への就学状況

##### ア 障害のある児童生徒の就学形態

1989年法及び制度図からわかるように、障害のある児童生徒の就学先は、国立の通常学校、その中にある特別学級・ユニットあるいは特別学校の分教室 (satellite)、国立



の特別学校（3種類）である。ニュージーランドでは、この他に、マオリ学校があり、また、ホーム・スクーリングが認められ、通信教育も行われており、そこでも学習をしている。

(ア) 通常学校の通常学級（4種類の形態）

- ・ 支援はないが通常学級に就学
- ・ 教員補助員（a teacher aide）による支援を受けて通常学級に就学（支援は多様）
- ・ 学校への特別教育補助金による支援を受けて通常学級に就学
- ・ 加配教員（additional teacher）による支援を受けて通常学級に就学

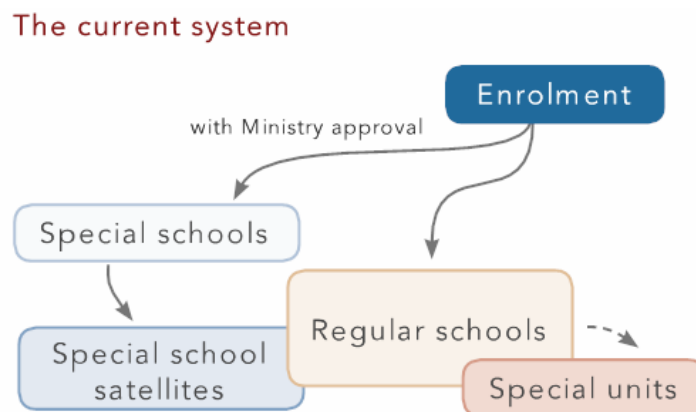
(イ) 通常学校の特別学級・ユニット及び分教室

- ・ 通常学級にも毎日部分的に参加しながら、通常学校内の特別学級又は特別ユニットに就学
- ・ 通常学校内の特別学級、特別ユニット又は分教室に就学

(ウ) 特別学校

- |     |   |     |
|-----|---|-----|
| a   | 昼間特別学校（day special schools）   | 28校 |
| b   | 寄宿特別学校（residential special schools）   | 8校  |
| (a) | 重度行動障害児対象（for students with severe behavior difficulties）   | 3校  |
| (b) | ろう児及び難聴児対象（for deaf and hearing impaired students）  | 2校  |
|     | * 2校の聾・聴覚障害学校の内、クライストチャーチに在った学校は先に大地震で現在閉鎖中である。その寄宿舎にいた子どもたちはオークランドのケルストン聾教育センターにある学校に移動している。同校には寄宿舎がある。同センターは北部地域の通常学校の学級や特別ユニット、さらには提携をしている学校で学んでいる生徒や学校の教員を支援する専門教員の拠点となっている。聾教育の専門家が42名いる。内、8名が聴覚障害のある教員（常勤の教員数は77名）。 |     |
| (c) | もう児及び弱視児対象（for blind and vision impaired students）  | 1校  |
| (d) | 知的障害を伴う教育ニーズ、社会的ニーズ、情緒的ニーズを有する子ども対象<br>（specializing in working with students with educational, social and emotional needs,<br>together with underlying intellectual impairment）  | 2校  |
| c   | 地区保健学校（regional health schools）   | 3校  |
|     | * 北部、中部、南部の各地域に1校ずつある。「特別教育2000」政策で設置された学校であり、通常の学校に籍を残したまま、必要に応じて利用。   |     |

以上の就学先を図示したのが以下の図である。特別学校への就学については教育大臣の承認が必要となっている。



\* 教育省の特別教育評価討議文書より

<http://www.minedu.govt.nz/theMinistry/Consultation/ReviewOfSpecialEducation/~media/MinEdu/Files/TheMinistry/Consultation/ReviewSpecialEducation/ReviewOfSpecialEducationDiscussionDocument.pdf>

#### イ 就学先ごとの人数

就学先の個別の人数のデータは教育省の資料では見つからない。

そこで、ニュージーランド人権委員会が 2010 年に出した「ニュージーランドの人権 2010 (「Human Rights in New Zealand 2010」)」の第 17 章「Rights of Disabled People」で用いている統計局 (Statistics New Zealand) の 2006 年障害者調査 (Disability survey 2006) でまず概要を捉えてみる。

#### < 0 歳から 14 歳までの子ども >

(ア) 子どもの総数 865,100 人：内障害のある子ども数 約 95,300 人 (約 11%)

(イ) 障害の種類別

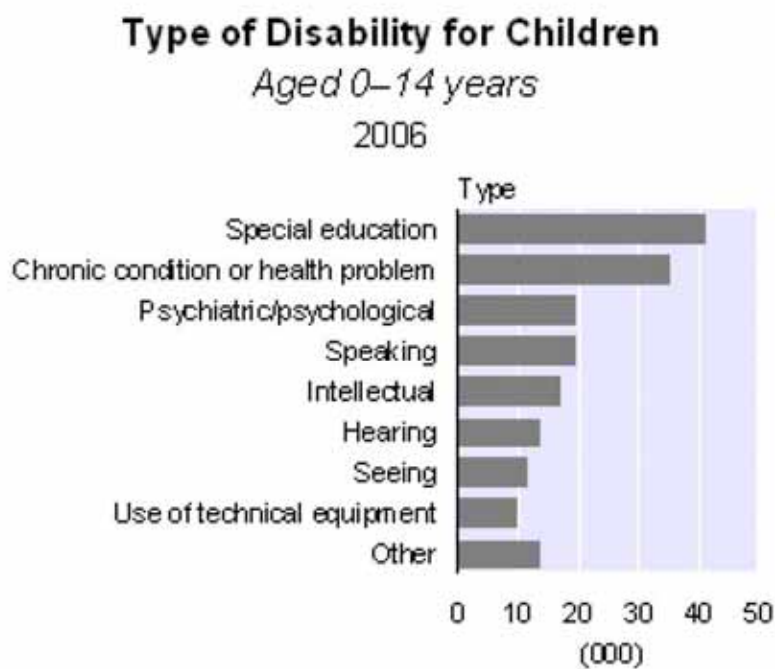
- ・ 特別な教育的ニーズのある子ども：全体の約 5% にあたる 41,000 人 (障害児の 46%) 特別教育支援を必要とする長期に病气 (condition) や健康問題を抱える子ども、学習障害や発達障害があり IEP や IP を必要とする子ども、識字障害・注意欠陥症・注意欠陥多動症の子どもが含まれる。

(注)

\* ここに入る障害児は、以下の伝統的な障害児以外のいわゆる発達障害児が中心となっている。

- 慢性的な病気や健康問題がある子ども：全体の約4%にあたる35,000人（障害児の39%）（ぜんそく、脳性まひ、糖尿病、その他の慢性的病気）
- 精神的障害（psychiatric or psychological disabilities）の子ども：全体の約2%にあたる19,300人（障害児の21%）
- 言語障害（speaking）
- 知的障害（intellectual）
- 聴覚障害（hearing）
- 視覚障害（seeing）
- 技術装置使用障害（use of technical equipment）
- その他

これらを表にしたものが、以下のグラフである。



**Note:** People may have more than one type of disability.

この2006年調査を踏まえ、人権委員会は特別学校で学ぶ生徒を障害のある生徒の中で約3%としている。

2010年6月1日時点では、特別学校在学者数は2,878人となっているが、特別クラスやユニットの統計は見当たらない。特別学校在籍者で特徴的なことは15歳以上の年齢が

多いことである。5歳から14歳までに限定すると在籍者数は1,732人となっている<sup>142</sup>。

#### (5) 障害のある教員

教員採用は各学校の理事会 (Board of trustees) が行っているが、教育省では、障害のある教員の調査を行っていない。

訪問したオークランドのケルストン聾教育センターには77名の常勤教員がいるが、内8名が聾教員である。

## 2. 障害のある児童生徒の教育に関する法制上の原則

### (1) 教育の機会均等

上記の1989年教育法第2条及び第8条が教育の機会均等に該当する。しかし、インクルーシブ教育については法律上の明示的規定はない。

ただし、教育省の政策文書や人権委員会のレポートにはニュージーランドにおいてインクルーシブ教育を原則とする方向性が示されている。

教育省は2010年10月「全ての学校と子どもが成功するように (Success for All—Every School, Every Child)」というプランを出した。これは「完全なインクルーシブ教育制度を達成するための政府4ケ年行動計画 (the Government's four year plan of action to achieve a fully inclusive education system)」のことである。

ニュージーランドは、前述したように1995年にインクルーシブ教育を目指すための「特別教育2000」を策定し、実施してきた。この政策文書では「全ての子ども・生徒に平等の教育機会を提供する世界標準のインクルーシブ教育制度 (world class inclusive education system)」を目標としていた。

この政策は、ニュージーランドの教育制度を大きく転換させることとなった労働党のロンギ政権下 (1984年～1990年) で策定された1988年の「明日の学校 (Tomorrow's School)」 (ピコット報告とも言われる。) と、その法制面での具体化である1989年教育法や1993年制定のナショナル・カリキュラムを下敷きにしつつも、当事者団体や保護者などの要求を踏まえ特別な教育的ニーズへの財政措置に関わる修正やインクルーシブ教育の理念を示したものである。しかし、そもそもインクルージョンを明確に定義づけてはいなかった。1995年という、国民党政権 (ロージャー首相) の時代 (1990～1999年) であるが、大幅な規制緩和政策は引き継がれたのである。

これ以降、ニュージーランドの特別教育は「特別教育2000」に沿って展開されてきた。

インクルーシブ教育の考え方は徐々に現場に浸透するようになってきた。今回、訪

<sup>142</sup> [http://www.educationcounts.govt.nz/statistics/schooling/july\\_school\\_roll\\_returns/6028](http://www.educationcounts.govt.nz/statistics/schooling/july_school_roll_returns/6028)

問した寄宿舎のあるろう学校を併設しているケルストンろう教育センターでは、「私たちはインクルーシブ社会の一部である。」との立場から、地域の学校で学ぶ生徒とその指導にあたる教員への支援の充実を力説していた。

これを裏付けるかのように、教育省のHPでは「インクルーシブ教育 (inclusion in education) は生徒とスタッフ全員の価値を認めるものである。インクルーシブ教育は全ての子どもや青年が地域の学校 (local school) の文化、カリキュラムさらに共同体に参加するのを支援する教育である。エスニシティ、文化、障害あるいはその他の要素に関係なく、全ての子どもの学習や参加にとっての障壁 (barriers) は実際に縮小されている。そのため、子どもたちは自分たちが置かれている教育状況への所属意識や共同体の一員としての自覚を感じるようになってきている。」<sup>143</sup>とインクルーシブ教育を位置づけている。

しかし、世界標準のインクルーシブ教育が実現されてきたわけではない。最近出された三つの文書がその証拠である。

ア 2009年9月28日～30日に開催された会議で配布された文書（全文翻訳は別添翻訳資料集を参照のこと）

この文書によると、子どもの権利コミッショナー事務所 (Office of the Children's Commissioner) には2つの相談窓口があり、障害のためにカリキュラムの全部又は一部から除外され、教育へのアクセスを否定されている子どものことを心配する親、専門家 (professionals)、又は、校長や教員から寄せられる質問の多くを処理している。ここだけでなく、同様の苦情が人権委員会、家族問題委員会 (Families Commission)、子ども・青年法律相談センター (Youth Law)、知的障害者支援の会 (IHC)、オンブズ事務所などの機関にも寄せられている。

それはインクルーシブ教育がいまだにニュージーランドで確立していない証拠である、とあってよい。

同文書で指摘されている以下の事例には、日本でもよく見られるものも含まれている。

- ・ 障害のある生徒は「行儀が悪い」と帰宅させられる。
- ・ 行動的障害のある生徒は学校行事のキャンプに行く許可が下りない。
- ・ 教育評価機関の訪問期間中、親は問題のある子どもを家に居させるよう指示される。
- ・ 多様な教育のニーズのある生徒が学校理事会による懲戒手続きでヒアリングされたり、あるいは、医学的症状が認められる行動や障害を理由として学校から排除される。
- ・ 身体的及び知的ニーズが高い生徒は多くの資源を必要とするため、野外活動に参加で

---

143

<http://www.minedu.govt.nz/NZEducation/EducationPolicies/SpecialEducation/ServicesAndFunding/TermsUsedInSpecialAndGeneralEducation.aspx>

きない。

- ・ 多様なニーズのある子どもは頻繁に同級生のいじめの対象となる。
- ・ また教育法 (Education Act s8) に違反しているのに、多様なニーズのある生徒が、出席日数が少ないという理由で学校行事の全てに参加することができない。
- ・ 昼休み時間に教室内に残ることが許可されない。
- ・ 一週間のうち数日のみ通学が許可される。
- ・ 教員補助員による支援への資金援助がされる時間帯のみ通学が許可される。
- ・ 親が同伴できる時のみ子ども達の野外活動参加が許される。
- ・ 子どもが継続的に通学できるかどうかは一週間当たりの学校での「親による支援 (parent-helping)」次第であるとして、実際には教員補助員による指導時間を可能な限り長くするよう別の形で要求される。
- ・ 教員補助員の報酬への上乗せを親が求められるなど、教職員への報酬に対しても親の協力を見込まれる。
- ・ 別の学校であれば子どものニーズを満たしてくれる可能性があるという理由から、子どもを任意に退学させるよう圧力をかけられる。
- ・ ORRS による資金がないといわれ入学を拒否される。
- ・ 資金の有無にかかわらず完全に入学を拒否される。

イ 2010年3月19日 人権委員会「特別教育2010評価に関する意見具申」(Submission on the Review of Special Education 2010)

人権委員会は「インクルーシブ教育への権利」について、次のように政策を批判する形で触れている(下線は引用者)。

ニュージーランドではインクルーシブ教育への権利はまだ確立されていない。1989年教育法第8条第(1)は「特別な教育的ニーズのある者は(障害又はその他の事由かどうかに関係なく)、特別な教育的ニーズのない他の者と同じく、国立学校に就学し、そこでの教育を受ける権利を有する。」と認めている。ダニエル対司法長官 (Attorney General) 裁判に関する控訴院の判決では、この権利は手続き的権利であるとして、教育制度についての実定法 (statutory regulation) によってかなえられるものであると判じた。

<中略>

ニュージーランドにおける障害のある生徒に対する教育制度は他の多くの国と同様に非常に込み入っている。主にリソースセンターとして活動する特別学校、伝統的な特別学校、通常学校内の多くの専門的支援のある特別ユニット、さらに、インクルーシブ教育を行おうとしている多くの通常学校がニュージーランドには存在する。これを新たなインクルーシブ制度へと移行させるには総合的な移行計画が必要である。

<中略>

本委員会は障害児のこれからの教育については4つの選択肢、すなわち、現行制度、特別支援学校の廃止、リソースセンターとしての特別学校、特別学校への自由なアクセスを保障する改善を図る現行制度、を提示している。これまでの議論を踏まえ、本委員会はリソースセンターとしての特別学校の存続案を支持する。将来においては特別学校がなくなり、全ての学校が平等の機会を求めて就学する子どもを教育することができるようになるかも知れない。しかしながら、基盤と教員教育が適切に実施されるまでは、本委員会はリソースセンターとしての特別学校の存続という選択肢を支持する。

(注) 下線部分にある「ダニエル対司法長官裁判」とは、ニュージーランドで1995年に新たな政策として「特別教育2000」が作成された時に、障害のある子どもをもつ親15人が政府を相手どって、この政策に基づく特別学級・ユニット・クリニックの廃止計画は法律に違反するとして提訴した裁判である。第一審の高等法院では原告側の勝訴になったが、第二審の控訴院では原告の主張の一部は認められたものの、教育省の対応は1989年教育法の第3、8、9条を侵すものではないとされた(2003年)。なお、上述したように、特別クリニックは現在、存在しないが、特別学校だけでなく、特別学級やユニットは残っている。

ウ 教育評価機関 (Education Review Office) 「高度ニーズのある生徒のインクルージョンについて」(2010年6月30日発表)

今回の評価は学校がどの程度、高いニーズをもつ生徒を受け入れ、彼らが教科学習や、学校での課外活動や社会生活に参加できているかを検証したものである。ニュージーランドでは約3%の生徒が高いニーズを持つと見なされている。対象としたのは、インクルーシブ教育を積極的に行っていると報告している229校。

しかし、この内30%強の学校ではある程度インクルーシブ教育への取組を行っているが不十分であり、20%の学校はほとんどインクルーシブ教育の取組を実践していない、と評価されている。

またインクルーシブ教育を進める運動体である「知的障害児」(Intellectually Handicapped Children : IHC) や「インクルーシブ教育推進グループ」(the Inclusive Education Group : ILAG) は、ニュージーランドの教育について、インクルーシブ教育制度にはほど遠いとの評価をしている。

1949年に創立され、約60年間活動を行ってきたIHCは2009年に新しい内閣の各大臣に向けに説明文書 (briefing) を出している。教育大臣に宛てた説明文書で「インクルージョンという言葉は教育関係者の間でよく話されていますが、インクルーシブ教育は依然としてとして実現をみていません。分離的な教育の場に就学する子どもや若者がニュージーランドでは増え続けています。何人かにとっては分離的な場への就学は選択 (choice) で

あるでしょうが、多くは通常学校への就学という選択肢は障害のある子どもや若者を支援することが出来ないし、また、場合によっては支援しようとしめない制度によって否定されてきたのです。IHCは親、生徒、障害者団体、校長、教員その他とともにこの問題を長年訴えてきましたが、甲斐がなく実現していません。そこで、IHCは2008年7月に人権委員会に対し、障害のある子どもが地域の学校に完全に参加することを阻んでいる政府の政策や措置に対する苦情（compliant）を訴えたのです。」として、分離教育が進んでいる状況を批判している<sup>144</sup>。

IEAGが2010年に出した声明「インクルージョンと学校改革に関するLEAG2010年声明（IEAG Position Statement on Inclusion and School Change 2010）は「我々は何年もの間、個々の学校ではわずかではあるが変化がみられたと考えている。しかし、全くそれでは不十分である。多くの通常学校が準備不足であり、また、障害のある生徒を教える上での支援を受けていないために、あまりにも多くの家族が依然としてインクルージョンを選択することができていない。〈中略〉ニュージーランドの通常学校は、物理的には資源の面でも教員の知識や実践の面でも全ての子どもを受け入れるように意図されてはこなかった。我々は、障害のある子どもを我々の学校から排除することを止めることは価値観、理解、教室の運営方針（classroom strategies）を大きく換えることになる」と述べ、ニュージーランドの教育の現状を批判している。なお、ILEAはIHCに比べ歴史は浅く2007年に創立されている。またIHCとは違い、障害問題担当大臣のイニシアティブによって設置されたという経緯がある<sup>145</sup>。

これらの文書から判断するに、ニュージーランドにおけるインクルーシブ教育の確立は道半ばということができよう。

## （2）教育に関する権利規定

前述したように、全ての子どもの教育への権利は**1989年教育法第2条**に規定されている。しかしながら、上位法である**1990年の権利章典（New Zealand Bill of Rights Act 1990）**には教育に関する明示的規定はないのである。

障害のある児童生徒についても同様であり、上述の1989年教育法第8条が相当する。

ただし、注目しておきたいのは、2006年に「**ニュージーランド手話言語法（New Zealand Sign Language Act 2006）**」が制定され、手話が、英語、マオリ語に続く第三言語として認められ、カリキュラムにも反映されるようになったことである。

<sup>144</sup> <http://www.ihc.org.nz/GetInformation/Ourviews/Ministerialbriefings/tabid/1669/Default.aspx>

<sup>145</sup> [http://www.ieag.org.nz/index.php?option=com\\_content&task=view&id=16&Itemid=34](http://www.ieag.org.nz/index.php?option=com_content&task=view&id=16&Itemid=34)



### (3) 教育における差別規定

教育における障害のある児童生徒への差別に関わる直接の規定はない。

しかし、教育における差別だけでなく、あらゆる差別禁止に関わる **1993 年の人権法 (New Zealand Human Rights Act 1993)** が適用されるようになっている。これは 1990 年権利章典の第 19 条(1)「全ての人は 1993 年人権法における差別自由に基づく差別から自由になる権利を有する。」で担保されている。

同法は 2001 年の改正で、公的部門における違法な差別問題にも適用されるようになっている (同法第 1 A 部第 20 条第 J 号)。**違法な差別 (unlawful discrimination)** の原因となる事由は、性、婚姻関係 (marital status)、宗教的信念、倫理的信念、皮膚の色、人種、民族的出自 (ethnic or national origin) に続いて障害 (disability)、その後年齢、政治的意見、雇用状況、家族状況、性的志向 (sex orientation) と規定され、障害は以下の 7 種になっている (第 21 条第 1 項)。

- ・ 身体障害又は身体損傷 (physical disability or impairment)
- ・ 身体疾患 (physical illness)
- ・ 精神疾患 (psychiatric illness)
- ・ 知的障害・損傷又は精神的障害・損傷 (intellectual or psychological disability or impairment)
- ・ その他の精神的、生理的、解剖学的構造もしくは機能の欠損又は異常 (any other loss or abnormality of psychological, physiological, or anatomical structure or function)
- ・ 盲導犬、車椅子又はその他の補助手段への依存 (reliance on a guide dog, wheelchair, or other remedial means)
- ・ 疾患の原因となりうるものが体内に存在している状態 (the presence in the body of organisms capable of causing illness)

これらの事由に基づく違法な差別に関する規定は教育機関にも適用される (同法第 57 条)。第 57 条第(1)項の規定は以下の通りである。ただし、第 58 条に例外規定があり、例えば性別や人種別の学校などに関しては性や人種を事由として入学を認めないことは差別ではないとされている。

教育機関、教育施設の管理責任のある当局、もしくは、教育施設の運営又は教育施設での教育に責任を有する者は、差別禁止の事由により、以下の行為を行った場合は違法な差別となる。

- (a) ある者の生徒又は学生としての入学を拒否し、又は、認めない。
- (b) 他よりも不都合な条件 (**less favourable terms and conditions**) をつけてある者を生徒又は学生としての入学を認める。
- (c) 教育施設が提供する何らかの利益又はサービスを否定し、又は、制限する。
- (d) 生徒又は学生としてのある者を排除し、又は、他の不利益を与える。

この中で、(c) はいわゆる合理的配慮の否定に該当するものと考えられる。地域で青少年の権利擁護や法律相談をしているティノ・ランガティラガンナ・タイタマリキ地域青少年法律センター (**YouthLaw Tino Rangatiratanga Taitamariki**)<sup>146</sup>によると、これは差別に他ならないことは、特別な教育的ニーズをもつ青少年に対する差別についての次のような説明からも明らかであろう。

「差別」というのは正当な理由がないのに他の人とは違う扱いをされることを意味しています。例えば、もしもあなたが病気のせいや車椅子を使っているという理由で学校に通うことができないと言われたとすると、これは明らかに障害を事由にした差別となります。また、もしもあなたが他国出身だという理由で、学校に来るなど言われたとすると、これは人種を事由とした差別となります。これらの事由は、あなたが教育を受けることを妨げる正当な理由ではありません。法律により認められない差別の「事由 (**ground**)」(理由) は数多くあるのです。

人権法と権利章典は性、宗教的又は倫理的信念、皮膚の色、人種、障害、出身国 (**national origin**)、政治的意見、雇用状態、家族状況、性的指向、婚姻状態、年齢 (16 歳以上) を事由とする差別を禁止しています。

法律に反する差別は、労働や教育といった分野でのある対応についても妥当します。時として、学校は障害のある人を除いて全ての人を対象として何かを行おうとします。例えば、もしもあなたが難読症であり、読み書きが難しい場合には、あなたは他の人と同じ時間で試験問題を読んだり、答えを見直したりすることはなかなかできません。そんな時、学校は試験開始時間を早めるなど時間を増やすことで、その障害に配慮することが出来るはずですが、それなのに、あなたの学校が試験の実施に際してあなたの障害を考慮しないようであれば、これは「間接的差別」になります。同じ時間の設定は全ての人にとって同じように適用されるという理由で、これは正当であると学校が主張するのであれば、この間接的差別をあなたはやめさせることができます。全ての人に適用される同じ規則は障害のある人々にとっては不公平であるからです。

しかしながら、差別や権利侵害があった場合の举证責任 (**burden of proof**) についての明示規定の存在については確認できていない。

---

<sup>146</sup> <http://www.youthlaw.co.nz/page/What+is+%E2%80%9Cdiscrimination%E2%80%9D%3F>